相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市気仙町字要谷四八番地、最後の住所岩手県陸前高田市気仙町字要谷四三番地一　被相続人　亡　遠野　勝郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月五日

岩手県釜石市上中島町一丁目二番三号ＲＩＫＯビル三階

相続財産管理人　弁護士　加藤　静香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市磯子区磯子二丁目一九番、最後の住所神奈川県海老名市中野一丁目二七番一三一四号　被相続人　亡　内藤　英城

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月五日

横浜市中区本町二丁目一〇番地　横浜大栄ビル四階

相続財産管理人　弁護士　武藤　一久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県綾瀬市落合南四丁目二一番地六、最後の住所神奈川県綾瀬市落合南四丁目九番二五号　被相続人　亡　中西　順

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月五日

横浜市中区本町四―三六　朝日生命横浜本町ビル五階

相続財産管理人　弁護士　佐野　高王

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市青葉区桜台二五番地一、最後の住所横浜市青葉区桜台二五番地一桜台ビレッジ三Ｂ―三〇三　被相続人　亡　佐々木　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月五日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階

相続財産管理人　弁護士　吉田　正穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡養老町押越六二〇番地、最後の住所岐阜県養老郡養老町押越七三二番地九　被相続人　亡　渡辺千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月五日

事務所岐阜県大垣市室町二丁目二五番地

弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所

相続財産管理人　弁護士　笹田　参三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市南区西桜町七一番地、最後の住所愛知県名古屋市守山区川東山三三二一番地　被相続人　亡　家田　銑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月五日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル三〇二号青木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　水野　幹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県犬上郡多賀町大字水谷五三五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山口　重雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月五日

滋賀県彦根市大東町一三番一号上野第二ビル三階大東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡田富美夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市両国本町一丁目三〇番地、最後の住所徳島県徳島市昭和町七丁目三九番地の四　市営住宅六六一号

被相続人　亡　吉成　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月五日

徳島県徳島市新蔵町一丁目七四番地

相続財産管理人　弁護士　真鍋　直敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香南市吉川町吉原八四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　門田　福徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月五日

事務所高知県南国市東崎九四七番地一

相続財産管理人　土方　昭

無縁墳墓等改葬公告

墓地全般整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年三月五日

一　墳墓等所在地　東京都港区南青山二―七―一三

一　墳墓等の名称　宗教法人玉窓寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳　加藤家　吉田家　池田家　春原家　堀田家　須藤家　野山家　真柄家　小橋家

一　改葬を行おうとする者　東京都港区南青山二―七―一三　宗教法人玉窓寺　住職　真川弘道

無縁墳墓等改葬公告

敷地造成のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

平成二十七年三月五日

一、墳墓等所在地　愛媛県西宇和郡伊方町九町字アラカヤ二番耕地六五四―一

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　大分県豊前宇佐郡八幡村　熊野御堂　慶太郎

一、改葬を行おうとする者　愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ三番耕地四〇の三　四国電力株式会社　原子力本部　伊方発電所　所長　増田　清造

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十六年十二月十九日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

株式会社ＬＩＸＩＬ

規約型確定給付企業年金清算人　泉澤　貴志

第63期決算公告

平成27年2月12日　愛知県豊橋市白河町100番地

株式会社アスコ

代表取締役社長　岸　正之

貸借対照表の要旨　（平成26年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,713,314	流動負債	5,181,773
固定資産	1,319,568	固定負債	380,222
		退職給付引当金	317,513
		役員退職慰労引当金	37,389
		その他	25,319
		株主資本	1,470,887
		資本金	90,000
		資本剰余金	2,063
		資本準備金	2,063
		利益剰余金	1,378,824
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	1,356,324
		（うち当期純利益）	(127,453)
資産合計	7,032,883	負債・純資産合計	7,032,883